

## 入会規則

### (適用)

1. この規則は、一般社団法人神戸国際消化器内視鏡教育センター（以下、「本法人」と略す。）の入会について、本法人の定款第3章に規定することのほか、以下のとおり定めるものとする。

### (正社員の手続)

2. 本法人の社員になろうとする者は、入会申込書（様式第1号）に、所定の事項をすべて記入し、署名又は記名押印し、当該年度の会費を添えて、本法人事務局に提出しなければならない。

### (賛助社員の手続)

3. 本法人の賛助社員になろうとする者は、入会申込書（様式第2号）に、所定の事項をすべて記入し、署名又は記名押印し、当該年度の会費を添えて、本法人事務局に提出しなければならない。

### (規則の変更)

4. この規則は、理事会及び総会の決議を経て変更できるものとする。

附則 この規定は、平成26年10月21日から施行する。